

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第719号）

2024年5月13日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

工業情報化部など、工業分野の設備更新に実施方案を公表

工業情報化部は2024年4月9日、国家発展改革委員会、中国人民銀行などと連名で、『工業分野の設備更新を推進する実施方案』を公表しました。この方案は、国務院が3月に公表した大規模な設備更新と消費財買い替えに向けた活動計画を着実に実行する一環として、設備更新活動とDX化の実施、グリーン設備の普及などの面から具体的な取り組みを示しました。生産設備などの更新を行う分野については、機械や電動自転車、航空、太陽光発電、動力電池、バイオ発酵、石油化学・化学工業、医薬品、船舶、電子などが挙げられます。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ **データ越境移転の促進と規範化の規定**
（国家インターネット情報弁公室、3/22）
- ✓ **入札分野の公平競争審査規則**
（国家発展改革委員会など、4/3）

地方政策

- ✓ 『**企業負担を軽減、中小企業の発展を支援する上海市の若干政策措置**』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知
（上海市政府、3/29）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

工業情報化部など、工業分野の設備更新に実施方案を公表

工業情報化部は 2024 年 4 月 9 日、国家発展改革委員会、中国人民銀行などと連名で、『工業分野の設備更新を推進する実施方案』¹(以下、方案)を公表しました。方案は、27 年までの目標を示した上、設備更新活動と DX 化の実施、グリーン設備の普及など 4 つの方面から 12 措置を打ち出しました。国務院が 3 月に公表した大規模な設備更新と消費財買い替えに向けた活動計画(以下、活動計画)を着実に実行する一環として、生産設備などの更新を行う分野や DX 化、低炭素化の実施内容を明記しました。具体的な対象分野については、機械や電動自転車、航空、太陽光発電、動力電池、バイオ発酵、石油化学・化学工業、医薬品、船舶、電子などが挙げられます。

27 年までの目標については、「工業分野における設備投資額は 23 年に比べて 25%以上増加する。一定規模以上(年商 2 千万元以上)の工業企業のデジタル化研究開発設計ツールの普及率、中核工程のデジタル制御化率はそれぞれ 90%、75%を超える」としています。これは活動計画と一致しています。

この他、金融・財政支援の強化などに加え、重点産業・分野を対象に、省エネ・炭素排出削減、循環利用などに関する標準の策定・改訂を進めることにも言及しました。『先進安全応急設備(普及)目録』を策定し、『工業情報化領域における省エネ・炭素排出削減技術設備の国家推薦目録』に基づき、企業による設備更新と技術改良の推進を促すとしています。

方案の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 方案の主な内容

項目	主な内容
①先進設備の更新	<p>1. 劣後設備の代替を加速</p> <ul style="list-style-type: none">➢ マザーマシン、農機、建機、電動自転車などの生産設備が全体的に中低レベルにある業界に対し、劣後・老朽化設備の淘汰を加速する。➢ マザーマシン業界における使用年数が 10 年を超える旋盤などの更新を重点的に推進する。➢ 農機業界では精密せん断、成形、溶接、製造技術及び設備などを更新する。➢ 建機業界では、油圧機器、曲げ機、立ち遅れた生産ラインと遠隔測定装置などを更新する。➢ 計器業界では NC 旋盤や検査装置などを更新する。➢ 紡織業界では紡績機、精紡機、自動ワインダーなどを更新する。➢ 電動自転車業界では、溶接ロボット、自動塗装と乾燥設備、電動または空気圧組立て装置、絶縁耐圧試験器、充放電試験器などを更新する。 <p>2. ハイエンド設備を更新・導入</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 航空、太陽光発電、動力電池、バイオ発酵などの生産設備が全体的に中高レベルにある業界に対し、企業がハイテク、高効率、高信頼性の先進設備を更新・導入することを奨励する。➢ 航空業界では、大型飛行機、大型水陸両用飛行機及び航空エンジンのアセンブリ・統合能力、サプライチェーンの対応力などの強化を重点的に推進する。➢ 太陽光発電業界では、高速切断機、コーティング設備などの先進設備を更新する。➢ 動力電池業界では、超音波溶接機、レーザー溶接機、注液装置などを重点的に更新する。➢ バイオ発酵業界では、抽出技術を改良し、蒸発器、遠心機、新型乾燥システム、連続イオン交換装置などを更新する。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.miit.gov.cn/jgsj/ghs/wjfb/art/2024/art_9532b8a4a0fa4dfabedde39e0883a338.html

【図表1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
①先進設備の更新	<p>3. 試験・検査装置を更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 石油化学・化学工業、医薬品、船舶、電子などの重点産業では、設計検証、測定検証、工程検証などのパイロット試験検証と検査測定をめぐって、先進設備の更新を実施し、工程管理と産業化の能力を向上させる。 ➢ 機械測定、光学測定、環境測定などの測定装置や、電子計測、非破壊検査、スマート計測などの計器を更新する。
②DX化の実施	<p>4. スマート製造装置の利用を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産作業、倉庫物流、品質管理などを重点として、NC旋盤や製造装置、付加製造装置、産業用ロボット、制御機器、スマート物流設備、センサーと検査・測定装置などの更新を推進する。 ➢ 電子製品向けスマート製造装置と自動組立ラインの統合応用を推進する。原材料製造業では無人搬送車などの新型スマート設備の導入応用を加速し、接触分解、製錬などの設備のスマート化改造とグレードアップを進める。消費財製造業では、フレキシブル生産、受注生産などに向けた新型スマート設備を普及させる。 <p>5. スマート工場の設置を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 次世代情報技術と製造の融合を促し、製造プロセスにおけるAI（人工知能）、5G、エッジコンピューティングなどの新技術の活用を後押しし、テストとデバッグ、プロセスのデジタル化設計、スマート遠隔検査などの応用シーンを作り上げる。 ➢ 工業インターネット標識解析システムの役割を生かし、コア企業が川上と川下の企業の共同改造をけん引し、スマートサプライチェーンを構築するように促す。 <p>6. デジタル化インフラ施設の整備を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 工業インターネット、IoT、5G、ギガビットネットワークなどの新型ネットワークインフラの整備を加速する。 ➢ 高性能AIコンピューティングの資源供給を拡大し、計算力ハブノードにAIコンピューティングセンターを設置する。 ➢ 大型グループ企業、工業園區が各種工業インターネットプラットフォームを構築することを奨励する。
③グリーン設備の普及	<p>7. 生産設備の低炭素化改造を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重点エネルギー消費業界、重点段階における省エネ・環境配慮型グリーン設備の普及・応用を推進する。 ➢ 鉄鋼業界では高炉、転炉、電炉などに対して超低排出化改造を加速する。 ➢ 建材業界では、セメント、ガラス、衛生陶器、ガラス繊維などの分野に対し、汚染物と炭素排出の削減、省エネ化に注力し、原料製造、工業炉の燃焼制御、粉碎・摩砕などの関連設備と技術を改良する。 ➢ 非鉄業界ではアルミ電解、銅製錬、再生金属製錬などを効率的に実施できる環境配慮型グリーン設備の更新改造を加速する。 ➢ 家電などの重点軽工業では、エネルギー効率2級に達した省エネ型設備の更新・導入を加速する。 <p>8. エネルギー消費重点設備のエネルギー効率改善を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 『エネルギー消費重点製品設備のエネルギー効率の先進水準、省エネ水準と参入水準（2024年版）』と照らし合わせ、エネルギー効率の改善に力点を置き、工業などの分野におけるボイラ、モータ、変圧器、コンプレッサ、熱交換器、ポンプなどのエネルギー消費重点設備のモデルチェンジを推進し、エネルギー効率2級に達した省エネ型設備の普及・応用を推し進める。 <p>9. 固体廃棄物処理と節水設備の導入を加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要の産業廃棄物発生業界を中心に、固体廃棄物の発生量が比較的高い工程を更新改良し、固体廃棄物と再生資源の総合利用設備施設をグレードアップし、工業資源の節約・集約利用レベルを向上させる。 ➢ 石油化学・化学工業、鉄鋼、建材、紡織、製紙、皮革、食品などの既に用水定額の国家標準を制定した業界に対し、節水と排水の循環利用を推進し、冷却水循環装置と排水処理リサイクルなどのシステムを改造し、冷却塔などの設備を更新する。

【図表 1】 方案の主な内容（続き）

項目	主な内容
④安全レベルの向上	<p>10. 石油化学・化学工業における老朽化設備の改造を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連続反応、マイクロリアクター、超重力場利用の有機反応などの技術、反応器制御の最適化、機械式ポンプの予測的メンテナンスなどのデジタル化技術の応用を拡大し、老朽化ガス化炉、反応器（釜）、精留塔、機械式ポンプ、熱交換器、貯蔵タンクなどの設備を更新する。 ➢ 老朽化設備の安全リスクを解消し、業界の実質的な安全レベルを向上させる。
	<p>11. 解体業界の安全レベルを向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業用火薬、電子雷管生産ラインの技術改良の推進を主軸に、危険作業の無人化を目指し、機械化・自動化とロボットの導入に向けた取り組みを実施し、安全技術と設備の普及・応用に力を入れる。
	<p>12. 先進的な汎用安全設備の応用を拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重点分野における安全設備の応用を拡大し、緊急安全対策に向けた監視・検知、消防システムと設備、スマート設備、個人防護具などのアップグレード・改造と配備を全面的に推進する。 ➢ 工業生産における安全事故、地震・地質災害、洪水災害、都市部の水害及び特殊場所の火災、森林草原の火災、緊急救急救命、セーフコミュニティなどの重点シーンをめぐって、先進的で信頼性の高い安全設備の応用を拡大する。

（方案に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

データ越境移転の促進と規範化の規定

(原文: 促进和规范数据跨境流动规定)

国家インターネット情報弁公室2024年3月22日公表

【主要内容】

- 国家インターネット情報弁公室は、データ越境移転の円滑化を図る規則『データ越境移転の促進と規範化の規定』を公表した。同規定は24年3月22日より実施する。22年7月公表の『データ越境移転安全評価規則』、23年2月公表の『個人情報越境移転標準契約規則』などの関連内容は同規定に一致していない場合、同規定を適用する。
- データ取扱者は、関連規定に基づき重要データを識別し、安全性評価を申請しなければならない。関連部門、地方政府から重要データとして告知または公表されていない場合には、データ取扱者は、重要データとして安全性評価を申請する必要がない。
- 国際貿易、越境輸送、学術協力、国境を跨いだ生産製造及びマーケティングなどの活動において収集、発生したデータの越境移転については、個人情報もしくは重要データを含まない場合、安全性評価の申請や個人情報越境移転標準契約（以下、標準契約）の締結、専門機関による個人情報保護の認証を不要とする。
- データ取扱者が域外で収集、発生した個人情報を域内に転送して処理した上で域外に提供し、処理過程において域内の個人情報もしくは重要データを導入していない場合には、安全性評価の申請や標準契約の締結、個人情報保護の認証を不要とする。
- データ取扱者が域外に個人情報（重要データを含まず）を提供する場合、以下のいずれかに該当する場合、安全性評価の申請や標準契約の締結、個人情報保護の認証を不要とする。
 - ①個人による契約の締結、履行を目的とする。例えば、国際ショッピング、国際郵送、国際送金、国際決済、海外口座開設、航空券・ホテルの予約、査証手続、試験サービスなどを行う際、域外に個人情報を提供する必要が確実にある。
 - ②法に従い制定した労働規則制度と締結した集団契約に基づき、越境ヒューマンリソースマネジメントを実施し、域外に従業員の個人情報を提供する必要が確実にある。
 - ③緊急時において人の生命と健康と財産安全を保護するために、域外に個人情報を提供する必要がある。
 - ④重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が、当年1月1日より累計で10万人未満の個人情報（機微な個人情報を含まず）を域外に提供する。
- 自由貿易試験区は、安全性評価の申請または標準契約の締結、個人情報保護の認証が必要であるネガティブデータリストを制定することが可能である。区内のデータ取扱者がこのリスト外のデータを域外に提供する場合、安全性評価の申請や標準契約の締結、個人情報保護の認証を免除することが可能である。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611775634.htm

入札分野の公平競争審査規則

(原文: 招标投标领域公平竞争审查规则)

国家発展改革委員会など2024年4月3日公表、24年5月1日実施

【主要内容】

- 国家発展改革委員会は工業情報化部、商務部などと連名で、入札・応札活動における公平競争を確保するための審査規則を公表した。同規則は24年5月1日より実施する。全国的な統一市場の構築や民間経済の発展促進を図るものであり、ビジネス環境の最適化に向けた取り組みの一環に位置付ける。
- 経営主体による入札活動への参加保障について、政策制定機関は全国統一の市場参入条件を着実に実

施しなければならず、経営主体に対し当地での拠点設立、税額・社会保険料の納付または当地の経営主体との連携、当地での実績取得、受賞などを要求してはならない。

- 標準入札書類の制定について、政策制定機関は異なる地域、所有制形式の経営主体を平等に扱わなければならない。関連文書において差別の採点方法を採用するなどの競争を排除または制限する内容などを盛り込んでではない。
- 信用評価について、政策制定機関は信用評価を実施する際、異なる地域、所有制形式の経営主体の資格、業績などによって異なる信用評価基準を採用してはならない。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202404/t20240403_1365443.html

地方政策

『企業負担を軽減、中小企業の発展を支援する上海市の若干政策措置』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知

(原文：上海市人民政府办公厅关于印发《上海市减轻企业负担支持中小企业发展若干政策措施》的通知)

滬府弁規〔2024〕4号

上海市政府2024年3月29日公表、2024年3月23日実施

【主要内容】

- 上海市政府は、景気テコ入れやビジネス環境の最適化を図り、中小企業の負担軽減策を盛り込んだ通達を公表した。同通達は24年3月23日から24年12月31日まで実施する。
- 集積回路企業及びマザーマシン企業などに対する企業所得税（法人税）から追加控除できる研究開発費用の比率の引き上げ、増値税仕入税額の上乗せ控除などの現行優遇税制を引き続き着実に実施する。増値税小規模納税者、小規模薄利企業及び個人事業者に対し、資源税、城市維持建設税、不動産税、城鎮土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を含まず）、耕地占用税及び教育費付加・地方教育付加を半減する政策を継続する。当市の産業発展方向に合致し、苦境に立たされる企業に対し、城鎮土地使用税の減免を継続する上、不動産税の減免も検討する。
- 24年4月より、特殊設備検査測定費用の徴収基準を50%、国産医薬品登録費用の徴収基準を50%、国内第二類医療機器製品登録費用の徴収基準を65%引き下げる。
- 24年3月より、従業員の基本医療保険料率の企業負担分を1ポイント引き下げる。
- 条件を満たす大型企業と中小零細企業に対し、それぞれ前年度納付した失業保険料の30%と60%を上限に還付を実施する。
- 失業して3カ月以上の求職者や当市登記の失業者（16歳～24歳）、今年の大学新卒者、卒業後2年内の未就職者を1年以上の契約で採用し、規定に基づき社会保険料を納付する場合は1人当たり2,000元の補助金を一括で支給する。
- 失業保険料率は1%を継続し、そのうち企業負担は0.5%、個人負担は0.5%とする。第1類から第8類業種の労災保険料率を、国が定めた当該業種の基準料率をベースに20%引き下げる。
- 小規模零細企業向け包括的な金融支援策を強化し、年末時点の貸出残高が1兆3,000億元を超えることを目指す。
- この他、市外電力の購入価格の引き下げや、化学工業区内のガス料金の引き下げ、中小零細企業向け信用保証付き融資に対する利子補給の支給などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20240329/d47b9f7224ab41768ce6a0facc31d776.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。